

主催：下関商工会議所建設部会

「働く」現場を守る!!ハラスメント防止セミナー

～パワハラ・カスハラなどで離職させないために～

建設業・製造業では、常に品質の高さと厳しい工期・納期を要求されています。このようなプレッシャーの中で、パワーハラスメントにつながるような言葉の暴力や行き過ぎた指導などが起り、貴重な人材の離職も起ります。

他方、小売業・サービス業では、お客様が従業員に過度な精神的・肉体的な負担を要求するカスタマーハラスメントにより精神的疲弊やモチベーションの低下から離職をしてしまうなどの問題も生じています。



本セミナーでは、パワハラ・カスハラはもとより、セクハラなどを含めたハラスメントを理解するとともに、経営者と従業員が安心して働くために何をすべきかという内容をお伝えします。

日 時 令和8年 2月17日(火)
13:30~15:30



場 所 下関商工会館 3階 研修室
(下関市南部町 21-19)

講 師 島田法律事務所
代表弁護士 島田直行 氏

〔主なカリキュラム〕
◇代表的なハラスメント
(パワハラ、カスハラ、
セクハラなど)
◇「ハラスメント」の定義
◇「ハラスメント」による
離職を防ぎ、会社を守る
ための方法とは?

《島田直行講師プロフィール》

下関市出身、京都大学法学部卒業。山口県弁護士会所属。2010年島田法律事務所を開設。組織における「ひとの問題」にフォーカスし、人生観まで踏み込む経営者の安全基地を目指すことをモットーにしている。200件を超える労働事件に経営者側として対応した実績を持つ。

当所会報誌では「緑峰庵草紙」のコーナーを執筆している。セミナー講師として各地で講演し、著書も多数。

【受講料】無料 【定員】20名（先着順）

《お問い合わせ先》

T E L 083-222-3333 (担当：野崎)
E-mail info@shimanoseki.cci.or.jp

二次元コードで
お申し込みの方
はこちらから



「働く」現場を守る!!ハラスメント防止セミナー 参加申込票 (担当：野崎/FAX 083-222-4094)

事 業 所 名		受講者 氏 名	
所 在 地	(〒 - - -)	業 種	製造・建設・卸売・小売・ 飲食・サービス・その他 ()
E-mail または FAX (いずれか)		T E L	

☆今回のセミナーで特に聞きたいとお考えのカリキュラムや内容をご記入ください。

※ご提供いただきました情報は、当セミナーの参加確認・問い合わせ、別セミナーの開催案内にのみ利用致します。